

# 中小企業 いばらき

## CONTENTS

|                 |    |
|-----------------|----|
| クローズアップ         | 1  |
| 中央会ニュースダイジェスト   | 9  |
| 国・県・関係機関からのお知らせ | 13 |
| 月次景況調査結果        | 16 |
| 団体扱保険制度・共済制度案内  | 19 |
| 中央会だより          | 22 |

November

11

2025  
No. 805



水戸市 茨城県立歴史館「銀杏の紅葉」 出典：観光いばらき  
<https://www.ibarakiguide.jp/>

発行 茨城県中小企業団体中央会 <https://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 茨城県水戸市桜川2-2-35 TEL:029-224-8030(代)

# 最低賃金引上げに係る支援策について

令和7年度の茨城県最低賃金は、令和7年10月12日から時間額1,074円に改正されました。

前年度の時間額1,005円を69円引き上げ、引上率は6.87%とともに過去最高となりました。

国及び県等では、過去最高となった最低賃金引上げに対応する中小企業を後押しするため、これまでの取り組みに加え、新たな対応策を含めた支援策を講じています。

本号では、最低賃金制度の概要や中小企業・小規模企業者向け支援策の概要を紹介します。各支援策の詳細については、各省庁また県のホームページを参照してください。

## ◆最低賃金制度の概要

### ○最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度。

(最低賃金法)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/334AC0000000137>

### ○最低賃金の種類

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類がある。

#### (1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47件の最低賃金が定められています。

なお、地域別最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、労働者の生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされている。

#### (2) 特定最低賃金

特定最低賃金は、特定の産業について設定されている最低賃金。関係労使の申出に基づき最低賃金審議会の調査審議を経て、同審議会が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた産業について設定されています。全国で224件（令和6年3月末日現在）の最低賃金が定められている。この224件のうち、223件は各都道府県内の特定の産業について決定されており、1件は全国単位で決められています（全国非金属鉱業最低賃金）。

本県では、鉄鋼業、機械器具製造業等、電気・精密機械器具等製造業、各種商品小売業の4産業に適用されている。

### ○最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される（パートタイマー、アルバイト、臨時、

嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。）。

特定最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に適用される（18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されない。）。

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められている。

- ①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- ②試の使用期間中の方
- ③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- ④軽易な業務に従事する方
- ⑤断続的労働に従事する方

なお、最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する。

### ○派遣労働者への適用

派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されるので、派遣労働者又は派遣元の使用人は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要がある。

### ○最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となる。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

## クローズアップ

- ⑤午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### ○最低賃金額以上かどうかを確認する方法

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較する。

- ①時間給制の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

- ②日給制の場合

日給 $\div$ 1 日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、

日給 $\geq$ 最低賃金額(日額)

- ③月給制の場合

月給 $\div$ 1 箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

- ④出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較する。

- ⑤上記①、②、③、④の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記②、③の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較する。

【月給制の場合の換算方法 1：茨城県で働く A さんの場合】

|        |           |
|--------|-----------|
| ・基本給   | 150,000 円 |
| ・職務手当  | 30,000 円  |
| ・通勤手当  | 5,000 円   |
| ・時間外手当 | 35,000 円  |
|        | 220,000 円 |

労働時間/日 8 時間

年間労働日数 250 日

茨城県の最低賃金 1,074 円

A さんの賃金が最低賃金額以上となっているかどうかは次のように調べる。

- ① A さんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない賃金を除く。除外される賃金は通勤手当、時間外手当であり、職務手当は除外されないの、

$220,000 \text{ 円} - (5,000 \text{ 円} + 35,000 \text{ 円}) = 180,000 \text{ 円}$

- ② この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、  
 $(180,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}) \div (250 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}) = 1,080 \text{ 円} > 1,074 \text{ 円}$

で、最低賃金額以上となる。

### ○その他

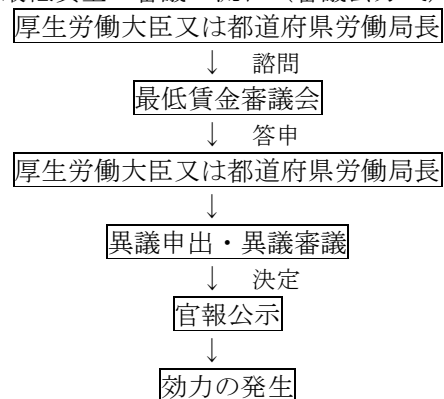
- ・最低賃金の改定

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定する。

地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地方最低賃金審議会(公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成)での地域の実情を踏まえた審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長により決定される。

特定(産業別)最低賃金については、関係労使の申出に基づき地方最低賃金審議会(又は中央最低賃金審議会)が必要と認めた場合において、地方最低賃金審議会(又は中央最低賃金審議会)の審議・答申を得た後、異議申出に関する手続きを経て、都道府県労働局長(又は厚生労働大臣)により決定される。

最低賃金の審議の流れ(審議会方式)



公示の日から 30 日経過後又は公示の日から 30 日経過後で指定する日

- ・最低賃金の周知義務

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要がある。

- ・最低賃金の周知広報

最低賃金額は、賃金や物価等の動向に応じ、ほぼ毎年改定されており、報道機関、市町村広報誌、各種団体の機関紙などを通じて周知広報している。

【最低賃金制度についての問合せ先】

茨城労働局労働基準部賃金室

☎029 (224) 6216

# クローズアップ

## ○茨城県最低賃金の推移

|         | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 最低賃金改定額 | 879 円   | 911 円   | 953 円   | 1,005 円 | 1,074 円 |
| 対前年度引上率 | 3.29%   | 3.64%   | 4.61%   | 5.46%   | 6.87%   |
| 対前年度引上額 | 28 円    | 32 円    | 42 円    | 52 円    | 69 円    |

※引上率は、四捨五入の数値。

## ○令和 7 年度地域別最低賃金全国一覧

| 都道府県名  | 最低賃金時間額 (円) | 引上額 (円) | 引上率 (%) | 発効日              |
|--------|-------------|---------|---------|------------------|
| 北海道    | 1,075       | 65      | 6.4     | 令和 7 年 10 月 4 日  |
| 青 森    | 1,029       | 76      | 8.0     | 令和 7 年 11 月 21 日 |
| 岩 手    | 1,031       | 79      | 8.3     | 令和 7 年 12 月 1 日  |
| 宮 城    | 1,038       | 65      | 6.7     | 令和 7 年 10 月 4 日  |
| 秋 田    | 1,031       | 80      | 8.4     | 令和 8 年 3 月 31 日  |
| 山 形    | 1,032       | 77      | 8.1     | 令和 7 年 12 月 23 日 |
| 福 島    | 1,033       | 78      | 8.2     | 令和 8 年 1 月 1 日   |
| 茨 城    | 1,074       | 69      | 6.9     | 令和 7 年 10 月 12 日 |
| 栃 木    | 1,068       | 64      | 6.4     | 令和 7 年 10 月 1 日  |
| 群 馬    | 1,063       | 78      | 7.9     | 令和 8 年 3 月 1 日   |
| 埼 玉    | 1,141       | 63      | 5.8     | 令和 7 年 11 月 1 日  |
| 千 葉    | 1,140       | 64      | 5.9     | 令和 7 年 10 月 3 日  |
| 東 京    | 1,226       | 63      | 5.4     | 令和 7 年 10 月 3 日  |
| 神奈川    | 1,225       | 63      | 5.4     | 令和 7 年 10 月 4 日  |
| 新 潟    | 1,050       | 65      | 6.6     | 令和 7 年 10 月 2 日  |
| 富 山    | 1,062       | 64      | 6.4     | 令和 7 年 10 月 12 日 |
| 石 川    | 1,054       | 70      | 7.1     | 令和 7 年 10 月 8 日  |
| 福 井    | 1,053       | 69      | 7.0     | 令和 7 年 10 月 8 日  |
| 山 梨    | 1,052       | 64      | 6.5     | 令和 7 年 12 月 1 日  |
| 長 野    | 1,061       | 63      | 6.3     | 令和 7 年 10 月 3 日  |
| 岐 阜    | 1,065       | 64      | 6.4     | 令和 7 年 10 月 18 日 |
| 静 岡    | 1,097       | 63      | 6.1     | 令和 7 年 11 月 1 日  |
| 愛 知    | 1,140       | 63      | 5.8     | 令和 7 年 10 月 18 日 |
| 三 重    | 1,087       | 64      | 6.3     | 令和 7 年 11 月 21 日 |
| 滋 賀    | 1,080       | 63      | 6.2     | 令和 7 年 10 月 5 日  |
| 京 都    | 1,122       | 64      | 6.0     | 令和 7 年 11 月 21 日 |
| 大 阪    | 1,177       | 63      | 5.7     | 令和 7 年 10 月 16 日 |
| 兵 庫    | 1,116       | 64      | 6.1     | 令和 7 年 10 月 4 日  |
| 奈 良    | 1,051       | 65      | 6.6     | 令和 7 年 11 月 16 日 |
| 和歌山    | 1,045       | 65      | 6.6     | 令和 2311 月 1 日    |
| 鳥 取    | 1,030       | 73      | 7.6     | 令和 7 年 10 月 4 日  |
| 島 根    | 1,033       | 71      | 7.4     | 令和 7 年 11 月 17 日 |
| 岡 山    | 1,047       | 65      | 6.6     | 令和 7 年 12 月 1 日  |
| 広 島    | 1,085       | 65      | 6.4     | 令和 7 年 11 月 1 日  |
| 山 口    | 1,043       | 64      | 6.5     | 令和 7 年 10 月 16 日 |
| 徳 島    | 1,046       | 66      | 6.7     | 令和 8 年 1 月 1 日   |
| 香 川    | 1,036       | 66      | 6.8     | 令和 7 年 10 月 18 日 |
| 愛 媛    | 1,033       | 77      | 8.1     | 令和 7 年 12 月 1 日  |
| 高 知    | 1,023       | 71      | 7.5     | 令和 7 年 12 月 1 日  |
| 福 岡    | 1,057       | 65      | 6.6     | 令和 7 年 11 月 16 日 |
| 佐 賀    | 1,030       | 74      | 7.7     | 令和 7 年 11 月 21 日 |
| 長 崎    | 1,031       | 78      | 8.2     | 令和 7 年 12 月 1 日  |
| 熊 本    | 1,034       | 82      | 8.6     | 令和 8 年 1 月 1 日   |
| 大 分    | 1,035       | 81      | 8.5     | 令和 8 年 1 月 1 日   |
| 宮 崎    | 1,023       | 71      | 7.5     | 令和 7 年 11 月 16 日 |
| 鹿児島    | 1,026       | 73      | 7.7     | 令和 7 年 11 月 1 日  |
| 沖 縄    | 1,023       | 71      | 7.5     | 令和 7 年 12 月 1 日  |
| 全国加重平均 | 1,121       | 66      | 6.3     |                  |

## ◆国の支援策

国（厚生労働省と経済産業省・中小企業庁）では、最低賃金引上げの影響を受けた事業者向けの補助事業、賃上げを後押しするその他施策を講じています。詳細はホームページ等で確認してください。また、掲載している内容は、2025. 10. 1 時点での情報であり、随時、ホームページ等で確認してください。

（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

（経済産業省・中小企業庁）

<https://www.chusho.meti.go.jp/>

## ○業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度。

【拡充】

- ・対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充。
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要。

<補助上限>30 万円～600 万円

<助成率>3/4～4/5

<助成対象の例>

機器・設備の導入：POS レジシステム導入による在庫管理の短縮経営コンサルティング：国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直しその他：顧客管理情報のシステム化

《申請先》

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

茨城労働局雇用均等室：029-246-6371

《問合せ先》

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440

（受付時間平日 9:00～17:00）

茨城労働局助成金事務センター雇用・均等室助成金部門：029-246-6371

水戸市桜川 2-5-7（MシティビルⅢ 1F）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyo\\_u\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyo_u_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html)

## ○キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成。

<対象者>雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

①正社員化コース

②障害者正社員化コース

③賃金既定等改定コース

④賃金規定等共通化コース

⑤賞与・退職金制度導入コース

⑥社会保険適用時処遇改善コース

⑦短時間労働者労働時間延長支援コース

<支援内容>※賃金規定等改定コースの場合有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、以下の額を助成する。

・3%～4%未満：40,000 円

・4%～5%未満：50,000 円

・5%～6%未満：65,000 円

・6%以上：70,000 円

《問合せ先》

都道府県労働局又はハローワーク

茨城労働局職業安定部職業対策課：029-224-6219

業務改善助成金コールセンター0120-366-440

茨城労働局助成金事務センター職業対策課助成金部門：029-297-7235

水戸市桜川 2-5-7（MシティビルⅢ 2F）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyo\\_u\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyo_u_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

## ○IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援。

【拡充】

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業主に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額（※）以上引き上げた事業主に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

<補助上限>最大 450 万円

<補助率>1/2～4/5

《問合せ先》

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター：0570-666-376

<https://it-shien.smrj.go.jp/>

## ○中小企業省力化投資補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しする。

【拡充】

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業主に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額（※）以上引き上げた事業主に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

<補助上限>最大 1 億円

<補助率>1/3～2/3

《問合せ先》

中小企業省力化投資補助事業コールセンター：

# クローズアップ

0570-099-660

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>

## ○ものづくり補助金

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援する。

### 【拡充】

- ・最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未滿」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- ・事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

<補助上限>最大4千万円

<補助率>1/3～2/3

### 《問合先》

ものづくり補助金事務局サポートセンター：  
050-3821-7013

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

## …賃上げを後押しするその他施策…

## ○働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成する。

| コース区分            | 助成上限額    |             |
|------------------|----------|-------------|
|                  | 基本部分     | 賃上げ加算       |
| 業種別課題対応コース(※1)   | 25～550万円 | 6～360万円(※2) |
| 労働時間短縮・年休促進支援コース | 25～500万円 |             |
| 勤務間インターバル導入コース   | 50～120万円 |             |

(※1) 建設業の場合

(※2) 労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※) 別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

### 《問合先》

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

茨城労働局雇用均等室：029-246-6317

茨城労働局助成金事務センター雇用・均等室助成金部門：029-246-6371

水戸市桜川2-5-7(MシティビルⅢ 1F)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/index.html#h2\\_free3](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html#h2_free3)

## ○人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や金連期間中の賃金の一部等を助成。

| 区分(※)     | 賃上げした場合の助成率・額                             |
|-----------|-------------------------------------------|
| ①賃金助成額    | 労働者1人1時間あたり500円・1000円                     |
| ②経費助成率    | 訓練経費の45%～100%<br>※制度導入に係る助成の場合は、24万円・36万円 |
| ③OJT実施助成額 | 1人1コースあたり12万円～25万円                        |

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もある。)

### 《問合先》

都道府県労働局

茨城労働局職業安定部職業対策課：029-224-6219

業務改善助成金コールセンター0120-366-440

茨城労働局助成金事務センター職業対策課助成金部門：029-297-7235

水戸市桜川2-5-7(MシティビルⅢ 2F)

茨城キャリア形成・リスクリグ支援センター及び相談コーナー：029-302-7221

水戸市南町3-4-10(水戸FFセンタービル 6F)

<https://carigaku.mhlw.go.jp/jyoseikin/>

## ○人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成する。

| 区分(※)                         | 助成額(※1・2)       |
|-------------------------------|-----------------|
| ①賃金規定制度<br>②諸手当等制度<br>③人事評価制度 | 50万円(40万円)      |
| ④職場活性化制度<br>⑤健康づくり制度          | 25万円(20万円)      |
| ⑥作業負担を軽減する機器等                 | 導入経費の62.5%(50%) |

(※1) 括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

### 《問合先》

都道府県労働局又はハローワーク

茨城労働局職業安定部職業対策課：029-224-6219

茨城労働局助成金事務センター職業対策課助成金部門：029-297-7235

水戸市桜川2-5-7(MシティビルⅢ 2F)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00005.html)

## クローズアップ

### ○特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/tokutei\\_seichou\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seichou_00008.html)

### ○早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

(雇入れ支援コース)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160737\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160737_00001.html)

(中途採用拡大コース)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805.html>

### ○産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html)

### ○小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援する。

一般型・通常枠

<補助上限>50万円(賃金引上げ特例:150万上乗せ)

<補助率>2/3(賃金引上げ特例:赤字事業者は3/4)

<問合先>

商工会議所・商工会

補助金事務局コールセンター:03-6634-9307

(全般)

<https://matome.jizokukahojokin.info/>

(商工会地区補助金事務局HP)

[https://www.jizokukanb.com/jizokuka\\_r6h/](https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/)

(商工会議所地区補助金事務局HP)

<https://r6.jizokukahojokin.info/>

### ○適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(下請法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、下請取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供している。

<https://tekitorisupport.go.jp/>

### ○賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度。

※令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合

《問合先》

税制サポートセンター(全企業向け税制・中堅企業向け税制):0570-078-117

税制サポートセンター(中小企業向け税制):

03-6281-9821

※税制サポートセンターにおいては、制度の概要等について御案内する(個々の事例における税制の適用可否を判断するものではない)。また、御質問によっては確認が必要なため、回答までに1週間程度お時間を要する場合があります。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

### ○成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援。

<補助上限>最大5億円

<補助率>1/2要件

<要件>100億宣言を行っていること 投資額1億以上他《問合先》

中小企業成長加速化補助金事務局:0570-07-4153

[https://seisansei.smrj.go.jp/subsidy\\_guide/subsidy\\_info/growth\\_acceleration\\_subsidy.html](https://seisansei.smrj.go.jp/subsidy_guide/subsidy_info/growth_acceleration_subsidy.html)

### ○働き方改革推進支援センター

労務管理等の専門家が企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援。

・専門家が来所・電話・メールによる相談

・専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施

・企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催

《問合先》

都道府県働き方改革推進支援センター

茨城県働き方改革推進支援センター:0120-971-728

<https://hatarakikataikaikaku.mhlw.go.jp/consultation/baraki/>

### ○よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応。

・売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応

・地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に依拠する確かな支援機関等を紹介

《問合先》

都道府県よろず支援拠点

茨城県よろず支援拠点:029-224-5339

<https://www.iis-net.or.jp/page?kind=yorozu>

### ○下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポート。

・電話での御相談、オンラインでの御相談、対面での御相談が可能

・相談無料、機密厳守、匿名相談可能

《問合せ先》

下請かけこみ寺相談窓口：0120-418-618

(最寄りの「下請けかけこみ寺」に直接つながる。)

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

### ◆茨城県の支援策

茨城県では、「賃上げ」と「価格転嫁」の両輪で、より効果的に経済の好循環を図るため、以下の取組みを積極的かつ集中的に実施しています。詳細はホームページ等で確認してください。また、掲載している内容は、2025.10.1時点での情報であり、随時、ホームページ等で確認してください。

#### ○いばらき賃上げ支援金

(賃上げ支援コース(2025.4.1～10.11 賃上げ分まで))

労働力不足と物価高騰が依然として中小企業の事業経営に影響を与える中、物価上昇を上回る賃上げを促進し、本県経済の持続的な成長を図るため、大幅な賃上げを実施する中小企業等を支援。

〈支援対象〉

労働者の賃金(時給額)を改正前の茨城県最低賃金＋5円以下(1,005円～1,010円)から、35円引き上げる県内の中小企業等

※労働者全員の時給が1,040円以上となること。

〈支給額〉

- ・正規雇用労働者1人あたり 5万円
- ・非正規雇用労働者1人あたり 3万円
- ・支給上限 1事業所あたり最大50万円

《問合せ先》

茨城県産業戦略部企画室

いばらき賃上げ支援事業事務局：050-3385-8075

水戸市城南2-1-20(井門水戸ビル 5F)

<https://chinageshienkinshikyuu.ibaraki.jp/>

#### 新規 (地域賃上げ加算支援コース(2025.4.1～10.12 賃上げ分まで))

〈支援対象〉

2025年4月1日から10月12日の期間に1時間あたりの賃金(時給額)が1,068円以下の労働者の賃金を1,074円以上(※)に引き上げる県内の中小企業等

※改正後の茨城県最低賃金額。

〈支給額〉

- ・正規雇用労働者1人あたり 5千円
- ・非正規雇用労働者1人あたり 3千円
- ・支給上限 上限なし

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/chin/gin/chiikichinagekasan.html>

#### ○拡充いばらき業務改善奨励金

事業場内最低賃金を30円以上引き上げる中小企業・小規模事業者等に、業務改善助成金(国)の自己負担分の1/2を助成。

〈助成率〉業務改善助成金の自己負担分の1/2

〈助成上限額〉1事業所あたり最大100万円

〈申請期間〉2025年4月1日から2026年1月30日

《問合せ先》

茨城県産業戦略部労働政策課：029-301-3635

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/gyoumukaizen.html>

#### ○価格転嫁促進事業

物価高騰によるコスト上昇については、適正な価格に反映し、取引事業者全体で負担していくことが重要であることから、県では、県内企業の適切な価格転嫁を促進するため以下事業を実施。

・価格転嫁相談窓口の設置

価格転嫁の相談は中小企業診断士が対応。また、価格交渉に応じないなどの事案は、公正取引委員会への情報提供。

・個別企業への働きかけ強化

個別企業に対して要請文の発出や価格転嫁の状況のヒアリングのほか、価格交渉促進月間に広告キャンペーンを実施。

・専門家による伴走支援

価格転嫁がうまく進んでいない企業に対して、中小企業診断士を派遣し、価格交渉のノウハウなどを提供。

《問合せ先》

茨城県産業戦略部中小企業課

茨城県価格転嫁相談窓口：029-233-6737

水戸市三の丸1-5-18(株常陽産業研究所)

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/kakutenka.html>

# あなたのチャレンジを 応援します！

## 企業とともに未来へ

LINEはこちら！▶

最新情報や経営支援などの情報を配信中！  
右の QR コードを読み込むか、公式アカウントより「茨城県信用保証協会」で検索し、  
友だち登録をお願いします。



ホームページ  
はこちら！▶



### 茨城県信用保証協会

本店 〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館内 TEL 029-224-7811  
土浦支店 〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号 TEL 029-826-7811



## 茨城県中小企業団体中央会団体扱 「オーナーズプラン」のご案内

BESTパートナー  
大樹生命

# Owner's Plan



- 事業保全資金
- 事業承継・相続
- 就業不能
- 役員の退職慰労金・弔慰金
- 従業員の退職金・弔慰金

## 限りない繁栄のために…

### リスクマネジメントは万全ですか？

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、  
詳細は下記までお問い合わせください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 茨城支社

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル 3F TEL:029-224-3132  
<https://www.taiju-life.co.jp/>

R-2021-5001 (2021.4)

## 中央会ニュースダイジェスト

中央会では、毎週月曜日（休刊日の場合は翌日）、茨城新聞の経済面に、「中央会ニュース」を掲載し、会員組合等や中央会の事業内容、中小企業や組合等の経営・運営に資する情報を発信しています。

本コーナーでは、「中央会ニュース」に掲載した内容の一部を紹介します。

### 【組合等】

#### 道路標識の清掃点検活動実施

茨城県交通安全施設業協同組合

茨城県交通安全施設業協同組合（小又純理事長）は、9月26日、神栖市内市で「道路標識清掃点検ボランティア活動」を行い、当組合の青年部員20名が参加した。

2025年秋の交通安全運動の期間に合わせて、また、国土交通省が、わかりやすい道路標識の整備を図ることを目的として、広報活動などの取り組みを行う全国道路標識週間（10月1日から7日）に先立って実施。

当活動は、道路利用者が安心安全に通行できるよう社会貢献の一環として、県内各地で2016年から始め、今回が19回目。

当日は、当組合の青年部員が神栖市木崎地内の大型・小型標識の清掃点検と周辺地域のごみ拾いを行った。

小又理事長は「この活動を通して、多くの方に交通安全施設の重要性を知ってもらい、交通事故防止に繋がっていききたい」と話した。



#### 標準見積書活用研修会開催

茨城県鉄筋業協同組合

茨城県鉄筋業協同組合（大平智彦理事長）の研修会が9月19日、水戸市内にて開かれ、組合員ら38人が参加した。

建設業界は、担い手不足が深刻化している中で、担い手を確保し、持続可能な建設業の実現を目的として2024年に担い手3法（建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律を総称）が改正された。同改正の中には、適切な価格転嫁による労務費へのしわ寄せ防止が掲げられており、これを受けて公益社団法人全

国鉄筋工事協会が材料費、加工費（労務費）、運搬費等を区分した標準見積書を作成した。

研修会では、全国鉄筋工事協会の監事を務める大平理事長が「新標準見積書の説明と運用の仕方」と題して講演。担い手3法の改正内容と新たな標準見積書の内容と記載方法等を解説。見積内容の透明化と適正な価格での受注を進めるため、同標準見積書の活用を組合員に促した。



#### 労災ゼロを呼びかけ 安全大会開催

日立市指定管工事協同組合

日立市指定管工事協同組合（志田則夫理事長）の第29回安全衛生大会が9月30日、日立市内で開かれ、組合員ら約60人が参加した。

同大会は、全国労働衛生週間（10月1日～7日）に合わせて、組合員および組合員事業所の従業員に対する安全意識の向上や職場環境の改善等を促すために毎年実施している。

志田理事長は「職場における健康、安全管理の基本ルールを見直し、労働災害ゼロを目指してほしい」と参加者に呼びかけた。

安全衛生講話では、野口労務安全管理事務所代表で社会保険労務士の野口清氏が「近年の労働災害の増加と新たな課題」をテーマに講演。従業員の高齢化による労働災害の動向、災害リスクの見える化、熱中症対策などについて解説した。



## 品質確保に向け技術講習会開催

茨城県コンクリート製品協同組合

茨城県コンクリート製品協同組合（中川喜久治理事長）の技術講習会が10月3日、水戸市内で開かれ、組合員など21人が参加した。

コンクリート二次製品を製造している同組合の組合員企業は、製造過程・検査等の各工程において、JIS規格の基準等に基づき、品質の確保に努めているが、その基準値の照合作業の効率化や基準値の入力作業で起こるヒューマンエラーの削減を図ることを目的に講習会を開催した。

同組合の品質・技術委員会の小河原隆次委員長がExcel VBA（ビジュアル・ベーシック・アプリケーション）によるプログラミングについて解説。VBAは、繰り返し行う作業や複雑な処理計算等の自動化が可能であることから、VBAの概要やプログラミングの応用事例などを講義した。



## 建設関連業 外国人材活用探る

ひたちなか市建設業協同組合

ひたちなか市指定管工事業協同組合

ひたちなか市建設業協同組合（千葉和男理事長）、ひたちなか市指定管工事業協同組合（齋藤真木男理事長）共催の「中小建設業における外国人材活用研修会」が9月30日、ひたちなか市内で開かれ、両組合の組合員ら約30人が参加した。

わが国の生産年齢人口は減少傾向にあり、建設業就業者数も1997年をピークに減少が続いており、2024年はピーク時の69.6%まで減少。高齢化も進んでおり、24年には55歳以上の就業者が約37%と、全産業と比べ高齢化率が高くなっている。このような状況を受け、人材確保のための方策の一つとして考えられる外国人材の活用についての知識を習得することを目的に開催した。

両組合を代表して千葉理事長は「建設業界では人手不足が深刻化している。外国人材活用の知識を深めてほしい」とあいさつした。

研修会では、ひたちなか市建設業協同組合の大曽根

理一郎副理事長が中小建設業を取り巻く雇用情勢を説明した後、「建設業界が持続的に発展していくためには、外国人材は安価な労働力といった時代錯誤の発想を排除し、技術の継承者として雇用し、育成していく必要がある」と考えを示した。その後、茨城県中小企業団体中央会の職員が外国人技能実習制度、特定技能制度、また、27年4月に施行予定の育成就労制度の概要等を説明した。



## 16 蔵元の醤油味比べ PRイベント開催

茨城県醤油工業協同組合

茨城県醤油工業協同組合（鈴木正徳理事長）は、いばらき地酒バー水戸店など県内3店で、組合員16者の醤油蔵元が手がける醤油を一同に味わえるPRイベント「茨城の地醤油と地酒バー」を2026年8月末まで開催している。

同組合では、昨年、茨城の地醤油を広く周知し、組合員の販路拡大を図ることを目的にPR委員会（黒澤仁一委員長）を設置した。

今回のイベントは、同委員会が中心となり実施。組合に加入している16蔵元の醤油を味見できるほか、冷奴などのおつまみに自由にかけて楽しむことができる。また、各蔵元の詳細情報や組合公式ホームページの二次元コードを掲載した紹介パネルを設置している。

黒澤委員長は「各蔵元の醤油を味わって、お気に入りの醤油を見つけていただきたい」と話した。

同イベントは、いばらき地酒バー水戸店とつくば店、土浦市のIBARAKI佐藤酒店で実施している。



### 【中央会等】

#### 省力化投資補助金第4回公募開始

中小企業省力化投資補助事業（一般型）の第4回公募が9月19日から開始した。申請受付は、11月上旬から。

▽公募開始 9月19日（金）

▽申請受付開始日 11月上旬（予定）

▽公募締切日 11月下旬（予定）

▽採択発表日 未定

同事業は、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した専用設備（オーダーメイド設備）を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることが目的。

同事業の概要は以下の通り。

▽対象事業者 生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化を行う者

▽補助上限額 750万円～1億円（従業員数による（特例措置あり））

▽補助率 ①中小企業1/2（1,500万円まで。特例適用時は2/3）②小規模企業者・小規模事業者・再生事業者2/3（1,500万円まで。特例適用時は2/3）

※いずれの場合も補助金額1,500万円を超える部分の補助率は1/3

▽事業実施期間 交付決定日から18か月以内（採択発表日から20か月以内）

#### 【基本要件】

次の要件を満たす3～5年の事業計画を策定する。

①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加、②給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上、または1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上増加、③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準、④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は

①、②、④のみとする。その他の要件もあるので公募要領を参照のこと。

本事業について詳しくは、以下特設サイトを参照。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>

また、同補助事業では、省力化汎用製品をカタログから選択するカタログ注文型のメニューもある。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/>

#### 組合運営講座開講 定款逐条解説

茨城県中小企業団体中央会は、「2025年度中小企業組合運営講座」を10月2日、水戸市内で開き、県内組合の役職員ら27人が受講した。

事業協同組合など中小企業組合の定款は、根拠法に基づき組織や運営の根本的原則を定めており、定款条文を正しく理解することが必要である。しかしながら、組合関係者が定款条文を十分に理解していないケースや役員また職員の変更により、引継ぎ等が行われていないケース等もあることから、組合組織・運営の適正化、円滑化を図り、組合活動を活性化することを目的に開催した。

本講座では、県中央会の職員が全国中央会作成の事業協同組合定款参考例に沿い、各条文の意味、根拠等について補足資料を用いながら解説した。また、「組合員の加入手続き」、「脱退者への持分の払戻し方法」など、日頃、組合から相談を受けている事例を交えながら説明。また、法や法施行規則で定められている決算関係書類や総会・理事会議事録の記載事項、内容等についてモデル様式を示して説明した。受講者からは「日常業務に追われ、定款条文の意味を十分に理解していない面もあったため、有意義な講座だった」などの感想が寄せられた。





# 茨城県電気工事業工業組合

理事長 石川 重信

副理事長 浅野 和郎

副理事長 秋山 啓市

専務理事 笠倉 勉

常務理事 園部 昌人

常務理事 細谷 文雄

常務理事 福村 義和

〒310-0045 水戸市新原1丁目2番7号

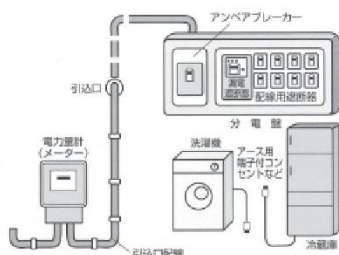
TEL 029-252-3133 FAX 029-252-3134

Eメールアドレス: ibaden@ibaraki-denkouso.com

ホームページアドレス: <http://www.ibaraki-denkouso.com/>



## 調査員が電気をサポート

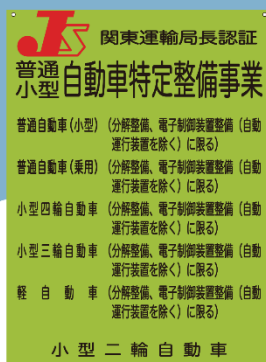


電気の安全を通して、  
地域に貢献する

 茨城電気安全サービス

# 車検・定期点検

は国の認証を受けた **整備工場へ!!**



この看板  
が目印です!



茨城県自動車整備商工組合

一般 茨城県自動車整備振興会  
社団法人

〒310-0844 茨城県水戸市住吉町 292-5

TEL 029-247-4330 FAX 029-247-7667

URL: <https://www.seibi.or.jp>

E-mail: [ibaraki@seibi.or.jp](mailto:ibaraki@seibi.or.jp)

## 国・県・関係機関等からのお知らせ

### 11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

#### 茨城労働局労働保険徴収室

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」とを総称した言葉です。労働保険は、政府が管掌する強制保険であり、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。

労働保険は、労災保険給付や失業等給付により労働者の保護、福祉の増進に寄与する制度として、重要な役割を担っています。このため、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から未手続事業の解消が極めて重要となっています。しかしながら、労働保険の適用事業場の現状は、依然として小規模零細事業を中心に未手続事業がなお相当数残されている実情にあります。

このため、茨城労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会茨城支部と連携し、労働保険の未手続事業の一掃を図るための対策を推進しています。

#### ▼問合せ先

茨城労働局総務部労働保険徴収室

☎029-224-6216

[https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudou\\_hoken/sokushin\\_month.html](https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/sokushin_month.html)

### 令和7年度いばらき知的財産戦略推進事業「シーズ発表会」

「持続可能な食料供給、健康・豊かな食生活を目指して」SDGs、GDW(Gross Domestic Well-being)を支えるフードテックのご案内

#### 茨城県

##### (株)ひたちなかテクノセンター

茨城県及び株式会社ひたちなかテクノセンターは大学、研究機関との技術交流の場として御利用いただける「シーズ発表会」を開催します。農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課より食料供給・加工の技術動向について、大学、研究機関より食糧増産や食品の加工・保存技術の動向や研究成果について紹介します。農水産物、食品の高付加価値化に興味のある企業、事業を検討されている企業及び支援機関の皆様は是非御参加ください。

▼日時 令和7年11月25日（火）14:00～16:00

▼場所 株式会社ひたちなかテクノセンター及びオンライン（zoom）

▼対象者 県内の企業、支援機関等

▼定員 会場 60名（先着順）、オンライン 100名募集締め切り 11月20日（木）

▼参加料 無料

#### ▼内容

・基調講演「持続可能な食料供給に向けて～フードテック新技術の導入について～」

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課原材料調達・品質管理改善室室長 阿辺 一郎氏

・研究/技術講演1「農研機構食品研の紹介と鮮度保持・品質保持技術」

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構食品研究部門主席研究員 博士(農学) 石川 豊氏

・研究/技術講演2「農研機構食品研の発酵・微生物利用研究」

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構食品研究部門食品加工・素材研究領域研究領域長 博士(農学) 木村 啓太郎氏

・研究/技術講演3「食品スラリーの噴霧乾燥による粉末化～干し芋加工残渣の高品質粉末化～」

国立大学法人 筑波大学生命環境系 教授、筑波大学附属駒場中・高等学校 校長 博士(農学) 北村 豊氏

・研究/技術講演4「エンドファイト（植物内生菌）利用の新たな展開」

国立大学法人 茨城大学農学部食生命科学科 教授、株式会社エンドファイト取締役兼 CTO 博士(農学) 成澤 才彦氏

▼申込み 以下サイトに記載のQRコードから申込み

▼問合せ先 (株)ひたちなかテクノセンター企業支援部 経営基盤支援 ☎029-264-2242

<chrome-extension://efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://www.htc.co.jp/cms/wp-content/uploads/2025/10/R71125.pdf>

### 「いばらき脱炭素経営シンポジウム 2025」を開催します

#### 茨城県

茨城県では、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素経営に関する理解や取組を促進するために、県民・県内企業・行政関係者の方々を対象とするシンポジウムを開催いたします。

世界的な潮流となっている脱炭素経営への取組を、いかに自社の成長に繋げていくか、事例を交えて分かりやすくお伝えいたします。

▼日時 令和7年11月27日（木）14:00～16:00

▼場所：ホテルレイクビュー水戸 2階紫峰の間（茨城県水戸市宮町1丁目6-1）

▼参加者：定員 80名（県民、企業関係者、行政関係者等）

▼参加費 無料

#### ▼内容

・基調講演「国のGX政策について」

経済産業省 関東経済産業局 資源エネルギー環境部カーボンニュートラル推進課

・企業の取組事例紹介

## 国・県・関係機関等からのお知らせ

「廃棄物のリサイクルを通じて取り組む脱炭素経営  
～地球と地域へ恩返しをする企業の実現～」

株式会社あおぞら

「社会貢献企業が支持される時代～脱炭素経営に踏  
み出すチャンス」

株式会社大川印刷（神奈川県横浜市）

「日立製作所 大みか事業所における GX の取組」

株式会社日立製作所

・脱炭素経営支援サービス紹介「中小企業の脱炭素経  
営に向けた取組支援」

株式会社常陽銀行

### 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を改正し ました

#### 中小企業庁

中小企業庁は、下請中小企業の振興を図るため、下  
請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（「振興  
基準」）を定めています。

昨今の原材料費・エネルギー費等の高騰において、  
我が国の雇用の7割を占める中小企業が、実質賃金の  
引上げを実現するために、価格転嫁等を通じた賃上げ  
の原資の確保が重要となる中、令和7年5月、下請代  
金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正法  
が成立し、公布されました。

かかる改正によって、振興基準の一部の規定につい  
て改正・追加が必要となることに伴い、振興基準を改  
正しました。改正後の振興基準は、改正下請法と同様、  
令和8年1月1日に施行されます。

今回の改正では、振興基準の趣旨・理念を改めて明  
記したほか、改正下請法に準じた規定の追加（協議を  
行わない一方的な代金決定の禁止、約束手形による支  
払の禁止）、振興事業計画の活用促進、「下請」等の用  
語の見直し等を規定しています。

#### ▼問合せ先

中小企業庁事業環境部取引課 03-3501-1511  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/251002.html>

### 兼業・副業人材と中小企業のオンラインマッチ ングイベントを開催します！

#### 関東経済産業局

関東経済産業局では、専門知識や経験を持つ兼業・  
副業人材と中小企業をつなぐオンラインマッチングイ  
ベントを開催します。

広域関東圏の企業様にご参加いただける絶好の機会  
になりますので、ご関心ある企業様にご案内いただけ  
ますと幸いです。

▼日時 令和7年12月17日（水）、18日（木）  
18:00～20:00

▼対象 広域関東圏1都10県の中小企業・小規模事業者

▼会場 オンライン開催

#### ▼内容

事前：企業の事業内容・募集情報を特設ページで発信

当日：関心を持つ兼業・副業人材とオンラインで交  
流・質疑応答

後日：面談・契約、プロジェクト開始へ

#### ▼お問い合わせ

地域中小企業人材確保事業運営事務局（株式会社学  
情）TEL：03-6775-4713

### 食品企業対象（初心者向け）輸出の始め方～県内 輸出企業事例紹介～

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構  
ジェトロ茨城

いばらき中小企業グローバル推進機構及びジェトロ茨  
城では、県内食品関連中小企業を対象に、輸出初心者  
の事業者様向けのセミナーを開催します。本セミナー  
は、近年輸出を本格的に開始した県内企業をゲストに  
お呼びし、海外のニーズに合わせてどのような取組み  
を行っているのか紹介し、今後輸出を目指す方へのヒ  
ントにさせていただく内容です。 海外へ輸出を考えて  
いる、または輸出に挑戦中の食品関係の方は、是非ご  
参加ください。

#### ▼内容

- ・輸出を始める際に押さえておくべきポイントは？
- ・事例紹介①：既存商品の賞味期限を延ばして輸出拡  
大を達成！
- ・事例紹介②：現地ニーズに即した新商品開発で、海  
外の現地系スーパーへの参入を実現！ 他

▼日時 令和7年12月4日（木）

▼開催方法 オンライン（zoom）

▼対象 県内中小企業等

▼参加費 無料

▼定員 100名（先着順）

▼申込締切 12月2日（火）

▼申込方法 以下サイトに記載のQRコードから申込み

#### ▼問合せ先

（公財）いばらき中小企業グローバル推進機構 グローバ  
ル グローバル展開一課  
水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎4F  
☎029-224-5412

[chrome-extension://efaidnbmnnnnibpcajpcgglefndmkaj/https://www.iis-net.or.jp/files/kousya/page/temp\\_file\\_list/R7\\_yushutsu\\_sy\\_oshinsya\\_seminar.pdf](chrome-extension://efaidnbmnnnnibpcajpcgglefndmkaj/https://www.iis-net.or.jp/files/kousya/page/temp_file_list/R7_yushutsu_sy_oshinsya_seminar.pdf)

お客さま第一をモットーに  
安定したLPガスの供給に努めています

## 勝田ガス事業協同組合

代表理事 益 子 徳

外 役 員 一 同

〒312-0011 ひたちなか市中根5882番地

TEL 029-274-8416 FAX 029-273-7353

URL <https://g-katuta.com>

E-mail [katuta-gas@g-katuta.com](mailto:katuta-gas@g-katuta.com)



日運協

## 日運茨城事業協同組合

理事長 湯 浅 隆



お任せ下さい  
安全・確実・迅速  
輸 送

〒319-1102 茨城県那珂郡東海村石神内宿 1 9 4 5 - 1

電 話 0 2 9 - 2 8 2 - 7 1 2 1 (代)

F A X 0 2 9 - 2 8 2 - 7 1 1 9

E-mail [nitiunky@mito.ne.jp](mailto:nitiunky@mito.ne.jp)

U R L <http://www.mito.ne.jp/~nitiunky/>

## 月次景況調査結果 -2025 年9月期-

都道府県中央会は、会員組合等の役職員を情報連絡員として委嘱（組合等の役職員約 2,600 名に委嘱（茨城県は 50 名））し、情報連絡員が毎月、前年同月と比較した景況、売上高、収益状況等や結果や業況等に係るコメントを報告したものを全国中央会がとりまとめたもの。以下、2025 年 9 月期の報告内容の一部を掲載します。全国中央会ホームページで調査結果を公表してしますのでご覧ください。

<https://www.chuokai.or.jp/index.php/12892/>

本県の月次景況調査の報告内容は、以下の当会HPをご覧ください。

<https://www.ibarakiken.or.jp/report.html>

### 製造業

#### ◇清酒(埼玉県)

これから酒造りの本格的な時期になるが、原料の米価格が高騰しており、影響が懸念される。商品について、各蔵では 10 月より値上げを行う状況である。

#### ◇刺繍(群馬県)

猛暑から消費者の衣類購入意欲が低下していることに加え、燃料費・人件費高騰の影響で収益確保が困難。刺繍によって付加価値や特別感を訴求する必要性を感じている。

#### ◇製材(秋田県)

国有林のシステム販売が優先され、その他の原木販売が後回しとなっているため、原木流通量の減少で仕入価格が上昇し、収益性が悪化している企業が増加。

#### ◇紙器段ボール(愛知県)

物価高のため買い控えがあるのか、土産物需要が落ち込んでいる。10 月からの原紙価格上昇がどのように影響するのか気掛かりである。

#### ◇印刷(滋賀県)

10 月から資材値上げが示唆されており、最低賃金の上昇も不安視される。印刷物の長期的な需要低迷が続くなか、値上げに踏み切れない実情もあり、小規模事業者の経営を圧迫するのは必至。

#### ◇ゴム製品(兵庫県)

市場の動きは低調なまま。以前までは比較的好調だった商品群も売行きが鈍くなってきている。靴は季節商品であるが、春と秋が極端に短いこともあり、市場の回転も悪い。

#### ◇生コン(千葉県)

原材料費、及び人件費の高騰が経営を圧迫しているため、生コン価格への転嫁が必要である。また、運搬手の人手不足が問題化してきている。

#### ◇金属製品(栃木県)

自動車向け金型関連は全く話題が無く最悪の状況にある。自動車部品は先月に続き減産傾向にあり見通しも不透明である。

#### ◇機械器具(新潟県)

ものづくり企業を取り巻く環境は、米国関税の影響を始め、原材料やエネルギー価格の高騰、人材不足など、かつてない困難に直面している。

#### ◇電気機械(山梨県)

半導体業界はAI 関連を除いて低迷、半導体製造装置も来年まで低迷が続く見通し。一方で防衛関連の業界は堅調で見通しも明るい。

#### ◇プラスチック製品(石川県)

人手不足や人件費の上昇、設備投資のための資金調達難が大きな課題となっている。省力化・省人化の必要性は認識されているが、資金確保が困難であり、補助金申請の手続負担も重い。

### 非製造業

#### ◇鮮魚卸(宮城県)

商材や人件費などの価格高騰が止まらず、価格転嫁しきれない水産事業者から廃業の声が多く聞こえてくる。

#### ◇燃料小売(北海道)

気温が高いこともあり、販売数量、金額が極端に減少している。エネルギー業界の経営状況は本当に厳しい。

#### ◇食料品小売(青森県)

9 月も記録的な暑さが続き、来店客が減少。インスタよりも、テイクアウト、注文配達の仕事が増加。新米の加工品の値段が 2 倍程度上昇。今後も米、農産物の値段の動向を注視したい。

#### ◇商店街(三重県)

9 月に入り、訪日観光客も徐々にではあるが見受けられるようになり、観光に携わる店舗等はそれなりの需要があり全体的には回復傾向にある。

#### ◇旅行(大分県)

宿泊施設の値上がり率が尋常ではなく、包括旅行代金の値上げの原因になっている。物価高で家計を圧迫している状況で、少しでも安い宿泊施設をWEB で探すのが当たり前になってきている。

#### ◇美容(山形県)

美容業は材料費等の高騰により売り上げは増加又は不変でも収益効果は減速している。価格転嫁が容易でないため減収の一因となっている。

#### ◇職別工事(静岡県)

米国関税の影響か、製造業を中心に設備投資の延期がここに来てかなりの影響が出ている。物価高も相まって、着工マインドが非常に低下しており、年内はかなり厳しい状況が続く。

#### ◇鉄構(佐賀県)

全国的に鉄骨需要の低迷が継続しており、仕事量の確保が重要な課題となっているが、ゼネコンの指値攻勢が強まっており、受注単価が下がっている。

#### ◇運送(長崎県)

物流コストの上昇分を運賃に転嫁出来ておらず、荷主に対して交渉を継続して行く必要がある。年度末にかけては荷動きが悪い状況が改善されていくと思われる。

#### ◇質(神奈川県)

金地金価格の更なる高騰により、金製品の買取や質入れが増えている。

#### ◇不動産(広島県)

不動産市場では人材不足で新築工事が遅れ、戸建・共同住宅の販売が減少している。新築マンションは土地・建築コスト上昇で価格が高騰し、専有面積縮小で対応するも売れ行きは鈍化。

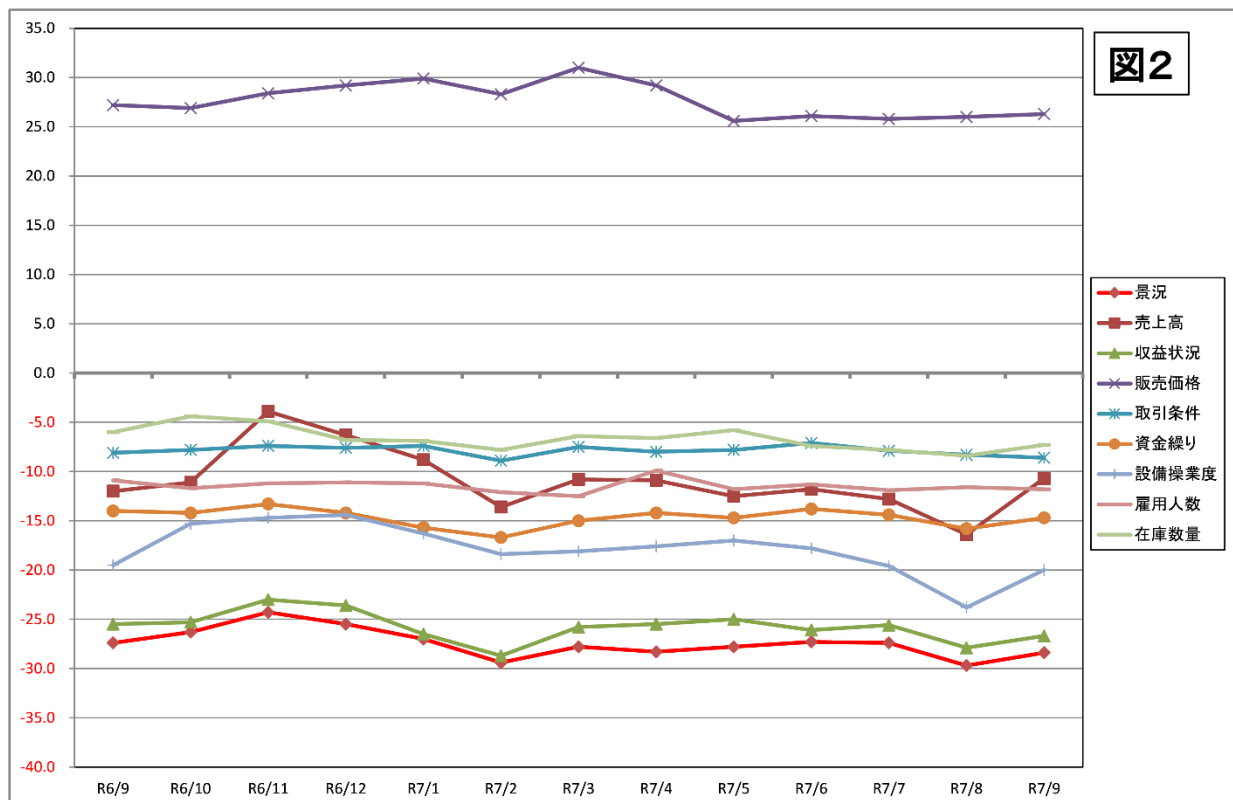
## 月次景況調査結果 -2025 年9月期-

9月のDIは、原材料費、人件費等のコスト上昇が見込まれるものの、価格転嫁を後押しする法改正等環境が改善されつつあることを背景に、2025 年3月以来6カ月ぶりに主要3指標ともに改善となった。改善幅は、景況感が1.3ポイント、売上高が5.7ポイント、収益状況は1.2ポイント。

主要3指標（景況、売上高、収益状況）以外についても概ね改善、または横ばいとなった。

引き続き原材料、人件費等のコスト上昇に対する価格転嫁に関する声は数多く寄せられており、景況感は一進一退の状況となっている。

### 全指標の前年同月比DIの推移（直近1年間）



| 表1    | R6<br>9月 | 10月   | 11月   | 12月   | R7<br>1月 | 2月    | 3月    | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 前月比  |
|-------|----------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 景況    | -27.4    | -26.3 | -24.3 | -25.5 | -27.0    | -29.4 | -27.8 | -28.3 | -27.8 | -27.3 | -27.4 | -29.7 | -28.4 | 1.3  |
| 売上高   | -12.0    | -11.1 | -3.9  | -6.3  | -8.8     | -13.6 | -10.8 | -10.9 | -12.5 | -11.8 | -12.8 | -16.4 | -10.7 | 5.7  |
| 収益状況  | -25.5    | -25.3 | -23.0 | -23.6 | -26.5    | -28.7 | -25.8 | -25.5 | -25.0 | -26.1 | -25.6 | -27.9 | -26.7 | 1.2  |
| 販売価格  | 27.2     | 26.9  | 28.4  | 29.2  | 29.9     | 28.3  | 31.0  | 29.2  | 25.6  | 26.1  | 25.8  | 26.0  | 26.3  | 0.3  |
| 取引条件  | -8.1     | -7.8  | -7.4  | -7.6  | -7.4     | -8.9  | -7.5  | -8.0  | -7.8  | -7.1  | -7.9  | -8.3  | -8.6  | -0.3 |
| 資金繰り  | -14.0    | -14.2 | -13.3 | -14.2 | -15.7    | -16.7 | -15.0 | -14.2 | -14.7 | -13.8 | -14.4 | -15.8 | -14.7 | 1.1  |
| 設備操業度 | -19.5    | -15.3 | -14.7 | -14.4 | -16.3    | -18.4 | -18.1 | -17.6 | -17.0 | -17.8 | -19.6 | -23.8 | -20.0 | 3.8  |
| 雇用人員  | -10.9    | -11.7 | -11.2 | -11.1 | -11.2    | -12.1 | -12.5 | -9.9  | -11.8 | -11.3 | -11.9 | -11.6 | -11.8 | -0.2 |
| 在庫数量  | -6.0     | -4.4  | -4.9  | -6.8  | -6.9     | -7.8  | -6.4  | -6.6  | -5.8  | -7.4  | -7.8  | -8.4  | -7.3  | 1.1  |

# 「新しい林業」に向けて意欲と能力を発揮する



## 美和木材協同組合

理事長 川西 正則

〒319-2603 茨城県常陸大宮市鷲子46-1

電話 0295-58-2899 FAX 0295-58-2043

URL <https://miwamoku.net> E-mail [info@miwamoku.net](mailto:info@miwamoku.net)

## 茨城県鐵構工業協同組合

耐震改修・鉄骨製作は国交省大臣認定工場へ

水戸市笠原町600-35

TEL 029-305-2202 FAX 029-243-2444

URL <https://i-tekko.jp>

鉄骨は改修・再利用・再加工ができます。  
ライフスタイルや用途変更に合わせて長く利用  
できます。耐震性に優れ、安心・安全です。

各共済のお申込み・ご相談は

## 茨城県火災共済協同組合

(元受)：全日本火災共済協同組合連合会  
：関東自動車共済協同組合

水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 8 階

TEL 029-224-0610

FAX 029-231-3704

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した  
セーフティネット  
安心の材料を  
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは  
パンフレットをご覧ください  
共済相談室 TEL 050-5541-7171  
【受付時間】 平日 9:00~17:00

### 小規模企業共済制度

●制度の特長

- 1 経営者のための**退職金制度**
- 2 掛金は**全額所得控除**
- 3 受取時も**税制メリット**

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は 1,000円から
- 契約者貸し付けの 利用が可能
- 共済金の受給権は 差押禁止

### 経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で **最高8,000万円**まで貸付け
- 2 貸付条件は **無担保・無保証人**
- 3 掛金は税法上**損金(法人)または 必要経費(個人事業)に**

オンラインで  
加入申込み  
受付中

加入後の一部手続きも**オンライン**で可能。

制度の詳しい内容は2次元コード又は  
ホームページからご確認ください。

小規模企業共済

経営セーフティ共済

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索



2024.9

Be a Great Small.  
中小機構

# 茨城県中小企業団体中央会 会員・賛助会員の皆様 団体扱保険制度・各種共済制度のご案内

中央会では、会員及び賛助会員、並びに所属する事業所等の皆さまの福利向上、経費削減等のため、団体扱による保険制度（生命保険・損害保険）を設けております。中央会のスケールメリットにより、一般扱よりも割安な保険料でご加入いただける制度です。以下の取扱保険会社と類似の補償内容の保険を契約されている場合には、本制度に切り替えることも可能です。

また（独）中小企業基盤整備機構、（独）勤労者退職金共済機構が実施する共済制度の委託団体として申込書類受付等の業務も行っております。お気軽にご相談、お問合せください。

大樹生命

あいおい  
ニッセイ  
同和損保

共栄火災

損保  
ジャパン

東京海上  
日動

三井住友  
海上

## ① 団体扱生命保険制度 (月 払)

オーナーズ  
パートナーズ

Click!

組合・組合員・従業員を契約者とする**生命保険**です。

大 樹 生 命

オーナーズプラン  
[法人または個人事業主]  
パートナーズプラン  
[役職員(個人)]

## ② 業務災害補償制度

Click!

労災事故に関わる幅広い補償制度です。  
**従業員の就業中のケガに対する補償**  
(死亡・後遺障害、入院、通院)に加えて、  
労働災害における**事業者側の賠償責任**  
(使用者賠償責任)についても補償します。

|          |           |
|----------|-----------|
| あいおいニッセイ | 業務災害補償プラン |
| 共 栄 火 災  | 業務災害補償制度  |
| 損 保 ジャパン | 業務災害補償制度  |
| 東京海上日動   | 経営ダブルアシスト |
| 三井住友海上   | ビジネスJネクスト |

## ③ 取引信用保険制度

Click!

お取引先の倒産等により  
売掛債権が回収できず、損害を被った場合に  
その**損害の一定割合を補償する制度**です。

|          |             |
|----------|-------------|
| 損 保 ジャパン | 取 引 上 手     |
| 東京海上日動   | 貸 倒 補 償 制 度 |

## ④ ビジネス総合保険制度

Click!

「損害賠償責任に関する補償（PL賠償、リコール、  
情報漏えい、施設賠償、業務遂行賠償等）」、  
「事業休業に関する補償」、「財物・工事に関わる  
補償」など、**事業活動を行う中で発生する  
様々なリスクを包括して補償**します。

|          |            |
|----------|------------|
| あいおいニッセイ | ビジネス総合保険制度 |
| 損 保 ジャパン | ビジネス総合保険制度 |
| 東京海上日動   | 超ビジネスアシスト  |
| 三井住友海上   | ビジネス総合保険制度 |

## ⑤ サイバー保険制度

Click!

社会環境・法制の変化等により、事業者は常に  
情報漏えいリスクにさらされています。  
本制度は、**内外を問わない情報漏えい事故への  
補償**をします。

|          |                      |
|----------|----------------------|
| あいおいニッセイ | サイバー保険制度             |
| 損 保 ジャパン | 情報セキュリティサポート<br>保険制度 |
| 東京海上日動   | サイバー保険制度             |
| 三井住友海上   | サイバー保険制度             |

制度名をクリックすると各制度の  
概要をご覧いただけます。

お問合せは、電話・FAX(裏面)・

**お問合せフォーム** をご利用ください。

## ⑥ 中小企業海外PL保険制度



海外PL保険制度は、輸出した製品により海外で生じた対人・対物事故によって負う**法律上の損害賠償責任を補償**します。

損保ジャパン 海外PL保険制度

東京海上日動 海外PL保険制度

三井住友海上 海外PL保険制度

## ⑦ 所得補償制度

Click!

病気やケガで働けなくなった際の**所得の減少を補償**します。  
長期休業補償（GLTD）および介護補償もご用意しております。

あいおいニッセイ 所得補償プラン

損保ジャパン 休業補償制度

東京海上日動 休業補償プラン

三井住友海上 所得補償プラン

制度名をクリックすると

各制度の概要をご覧ください。

お問合せは、電話、FAX（下欄）または

**お問合せフォーム** をご利用ください。



## \*FAX送付状\*

※切り取らずにこのままお送りください。後日、お電話いたします。

送付先 茨城県中小企業団体中央会 総務課 行 FAX:029-224-6446 TEL:029-224-8030

|                                               |           |  |       |  |
|-----------------------------------------------|-----------|--|-------|--|
| ご連絡先                                          | 貴団体名・事業所名 |  |       |  |
|                                               | ご住所       |  |       |  |
|                                               | 電話番号      |  | ご担当者名 |  |
| お知らせになりたい制度に○をつけてください。➡ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ |           |  |       |  |
| お問合せ内容                                        |           |  |       |  |

※団体扱生命保険及び補償保険制度の保険内容・保険料の詳細については、保険会社にご説明いたしますのでご承知おきください。

ご記入いただいた上記内容につきましては、本制度の加入勧奨以外の目的には使用いたしません。

## ⑧ 海外知財訴訟費用保険制度



製品やサービスの提供等によって、海外において（日本、北朝鮮を除く）、第三者の知的財産権を侵害したことまたは侵害するおそれがあることを理由として損害賠償請求等の訴訟の提起等を受けた場合の**訴訟費用等を補償**します。

損保ジャパン 海外知財訴訟費用保険制度

東京海上日動 海外知財訴訟費用保険制度

三井住友海上 海外知財訴訟費用保険制度

## ⑨ 倒産防止共済制度 （経営セーフティ共済）

Click!

取引先倒産による**連鎖倒産等を防ぐための共済制度**

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

## ⑩ 小規模企業共済制度

Click!

**経営者、役員、個人事業主のための  
積立による国の退職金制度**

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

## ⑪ 中小企業退職金共済制度

Click!

**中小企業の従業員のための国の退職金制度**

独立行政法人 勤労者退職金共済機構



いつも親切

茨城県信用組合

地域とともに  
明日をつくる

ひと. まち. しごと

2025



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS けんしんSDGs宣言

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

47都道府県に広がる店舗網  
や7万社以上のお客さまとの  
リレーションを活かして、中小企  
業間の連携をサポートします。

02.

組合支援

組合運営のフォローや補助金等  
の情報提供、ご融資まで、中小  
企業組合の活動を情報と金融  
で継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外拠点や現地の政府機関、  
提携金融機関とのネットワーク  
を活かして、中小企業の海外  
進出を継続的にサポートします。



人を思う。未来を思う。

商工中金

水戸支店 029(225)5151

〒310-0021 水戸市南町3-5-7

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



## 中央会だより

### 体感！実感！いばらきお仕事フェア 2025 (中小企業組合まつり)開催について

県内の中小企業は県全体の企業数の 99.9% を占め、中小企業に勤務する従業者数は全体の約 7 割を占めるなど、本県経済と雇用の基盤を支えています。

しかしながら、中小企業を取り巻く経営環境は、少子高齢化を背景とする深刻な労働力不足や急激な物価上昇分を十分に価格転嫁できていないことに伴う利益の確保難など厳しい状況下にあります。

そのような課題を解決するためには、中小企業個々の経営努力では限界があり、企業と企業が連携し、組合等の連携組織を活用していくことが重要であるとともに、組合等の活動を広く周知していくことが必要です。さらに、未組織の中小企業に対して連携組織の重要性の理解を深めることも必要であります。

そこで、組合等の連携組織の活動内容等を周知することで、連携組織化を促進するとともに、他の組合等の成功事例を習得することで既存の組合等の活性化を図るため、さらには、職業体験や相談コーナーを設けることで、県内中小企業が抱える人材確保や販路開拓等の経営課題の解決の一助とするため本フェアを開催するものです。

このフェアには、様々な業界の当会会員組合等が出展します。

詳細については、後日、御案内します。また、当会のホームページでも案内しますので、ぜひご来場ください。

#### ▼日時

2025年12月14日（日） 10：00～16：00

#### ▼場所

南町自由広場 及び M-SPO 施設（ユードムアリーナ・スタ

#### ▼内容

(1)体験・物販・PR コーナー

①お仕事体験イベント

②業界（組合）及び組合員企業等のPR

③業界（組合）及び組合員企業等に係る相談対応

④商品・製品等の販売

(2)飲食コーナー

○飲食物の提供・販売

(3)屋内・屋外エリアイベント

○お仕事体験イベントのほか、ミニ上棟式、高所作業車体験、バターづくり教室、外国人技能実習生スピーチ大会

▼問合先 業務課（野中（全般）、手束（スピーチ大会）

### 令和8年賀詞交歓会開催について

令和8年の年頭にあたり、会員間及び関係機関等との交流・懇親を図るため、以下のとおり賀詞交歓会を開催いたします。

県内各地・各業界の会員が一堂に会する場となりますので、情報交換・交流の機会として是非ご参加ください。

詳細については、開催通知でご案内します。

▼日時 2026年1月28日（水）

15：30～（アトラクション）

16：00～18：00（賀詞交歓会）

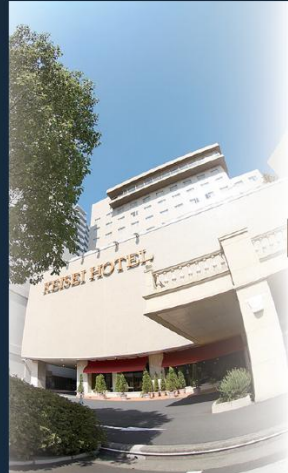
▼場所 ホテルテラスザ・ガーデン水戸

▼参加費 お一人様1万円

▼問合先 総務課（柏）

※アトラクションは、早稲田桜子さんのヴァイオリン演奏をお楽しみいただきます。

<https://preludio.co.jp/artist/sakurako-waseda>



**景山**

LUNCH  
11:00～14:30(L.O14:00)

DINNER  
17:00～21:00(L.O20:00)

レストランのご案内

LUNCH  
平日 11:30～14:30(L.O14:00)  
土日祝日 11:30～15:00(L.O14:30)

DINNER  
平日 17:00～21:00(L.O20:00)

日常からとき放たれる おいしいひととき

**Mito KEISEI HOTEL**

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1-4-73

TEL 029-226-3111(代表) ホームページ

